

# 明日の笑顔のために

～ 奨学金給与事業及び犯罪被害者等に対する救援事業の概要 ～

公益財団法人犯罪被害救援基金

平成28年2月2日



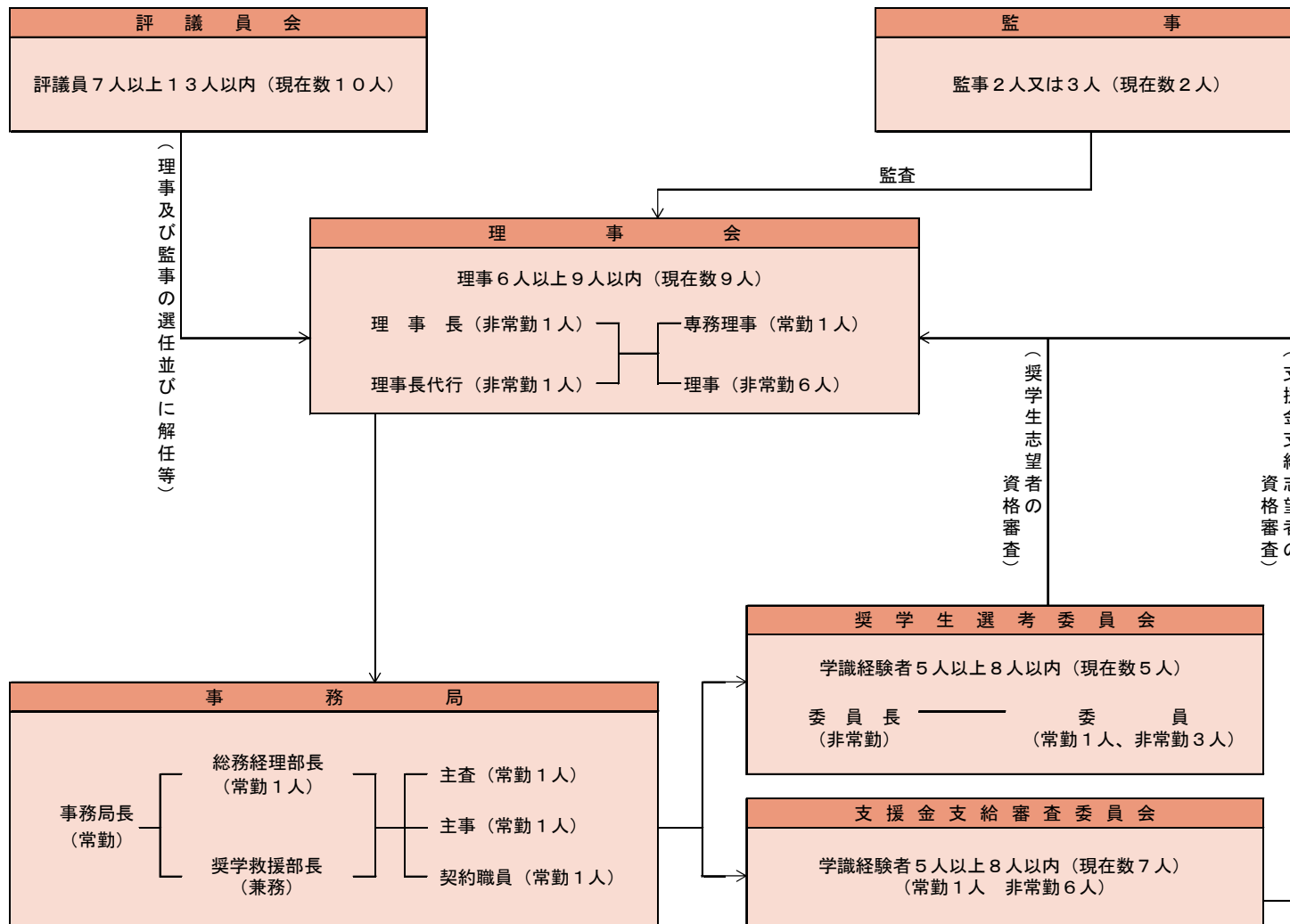
## 1 基金の発足・発展の経緯

- ・昭和55年、犯罪被害者等給付金支給法の成立に際し、衆参両議院において犯罪被害者の遺児等に対する奨学金制度等に関する救済措置の附帯決議がなされ、経済的に困難な状況にある犯罪被害者の遺児等に対する学費給与等の救済事業を行うため、昭和56年5月、内閣総理大臣、文部大臣の許可を受け、民法第34条に基づく公益法人として発足（発足時資産は約1億410万円で、主に全国警察職員による寄付で、昨年末の基本財産は約51億8,900万円で全額民間の浄財である。）。
- ・平成4年、民間の被害者支援団体の育成強化のための助成等を開始（平成9年から同14年度までは（財）日本船舶振興会（現 日本財団）の助成を受けて実施。）。
- ・平成19年11月の犯罪被害者等施策推進会議（犯罪被害者等基本法24条により内閣府に特別の機関として置かれる会議で内閣官房長官が会長で、内閣総理大臣が指定する国務大臣及び任命する有識者による委員で組織）における、公的な救済の対象とならない犯罪被害者等であって個別の事情に照らし、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由がある者に対し金銭給付を行うような仕組みを構築すべきである旨の決定を実現するため、同20年12月支援金支給事業を開始。
- ・平成23年4月公益財団法人へ移行。

## 2 基金のあらまし

- (1) 住所 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル1F
- (2) 設立 昭和56年5月 財団法人  
平成23年4月 公益財団法人
- (3) 理事長 張 富士夫 (トヨタ自動車株式会社名誉会長)  
理事長代行 國松 孝次 (認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク会長)
- (4) 組織・機構
- |              |     |
|--------------|-----|
| 評議員          | 10名 |
| 理事           | 9名  |
| 監事           | 2名  |
| 奨学生選考委員会委員   | 5名  |
| 支援金支給審査委員会委員 | 7名  |
- (5) 事業概要 (平成24年度～平成26年度 過去3年間の平均実績)
- |           |      |           |
|-----------|------|-----------|
| 奨学金等給与事業  | 317人 | 約 7,178万円 |
| 助成事業      |      | 約 207万円   |
| 支援金支給事業   |      | 約 217万円   |
| 生活指導・相談事業 |      | 約 414万円   |
| その他       |      | 約 266万円   |

参考 組織図（平成28年1月4日現在）



### 3 犯罪被害救援基金の特徴

- ・ 基金は、犯罪被害者等の支援のみを目的とし、被害者等の視点に立って全国の関係機関・団体と連携し、被害者や支援団体等のために事業を展開する公益財団法人である。
- ・ 犯罪に係る個人情報の取り扱いについては、警察と連携し万全を期している。
- ・ 基金は、国や地方自治体の財政援助はなく民間の浄財のみで運営されている。
- ・ 約35年の奨学金等給与事業と約25年の民間被害者支援団体等助成の実績があり、知識・経験を有するスタッフのもと組織としてのノウハウの蓄積がある。  
団体助成は、基金及び被害者学会共催により平成3年開催された犯罪被害給付制度・基金創立10周年記念シンポジウム以降約25年間にわたり各種調査研究の委託、団体助成等を行ってきた。特に平成13年からは、犯罪被害者等早期援助団体を目指す全国の民間被害者支援団体等に助成を行ってきた。
- ・ 基金による上記の事業展開が給付制度ばかりか官民連携による被害者支援の推進の一助にもなったものと考えている（昭和56年の犯罪被害者等給付金支給法が平成13年及び同20年に改正され給付制度と警察及び民間団体が提供する被害者支援を併せて規定された。この法改正により、民間被害者支援団体について公的認証が付与されるとともに民間団体による早期の直接的支援を可能にするための警察から民間団体への情報提供の制度が法制化された。）。

## 4 奨学金等給与事業

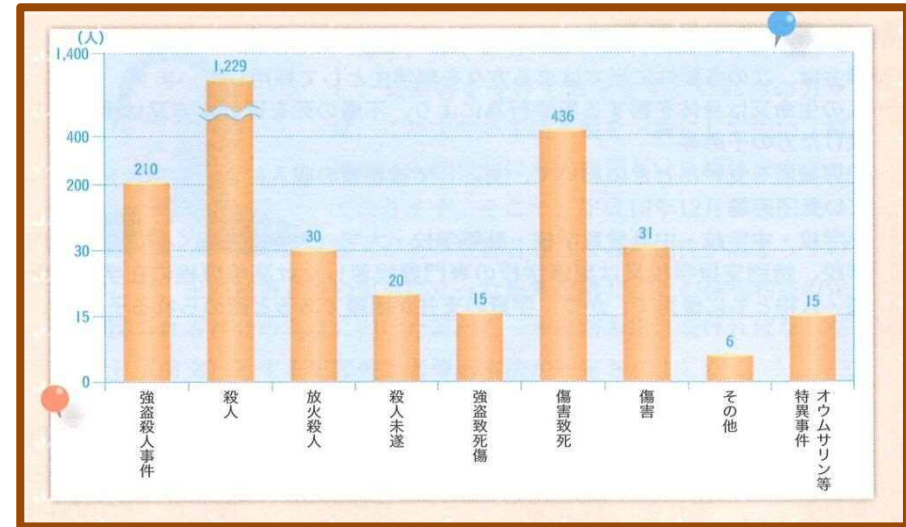
### (1) 発足以来の奨学生採用状況

(昭和56年10月～平成27年12月)

1,996人の奨学生を採用し、  
24億989万6,000円の奨学金等を給与した。

(平成26年度は 297人 約6,800万円)

右の表は、罪種別採用人数。



### (2) 奨学金等の支給要件

- ① 根拠規程 犯罪被害救援基金 奨学規程
- ② 関連法律 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
- ③ 支給要件

#### ア 支給対象者

法第2条第1項に規定する犯罪被害を受けた者のうち、人の生命又は身体を害する行為により死亡又は法施行規則別表の第1級から第4級までに掲げる身体上の障害を受けた者若しくは同様の事情にあった者の子、孫、弟妹等

#### イ 支給要件

(ア) 小学校から大学に在学する者及び専修学校のうち専門課程又は高等課程に在学する者

(イ) 学業、人物ともに優秀で、かつ、学資の支弁が困難と認められる者

#### ウ 除外される者

(ア) 法第6条の規定により犯罪被害者等給付金の全部を支給されない者

(イ) 犯罪行為が行われた時に、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者

(ウ) 被害発生当時、被害者の収入によって生計を維持していなかった者

### (3) 奨学生採用手続

- ・警察からの連絡と願書の受付

犯罪被害遺児等を把握した都道府県警察本部の担当者が、保護者の同意を得た上で、基金へ必要事項を連絡するとともに、保護者に対して願書申請の教示を行い、申請用紙等を渡す。

保護者は、願書等関係書類を作成し、直接又は都道府県警察を通じて基金に郵送する。

- ・奨学生選考委員会の開催と奨学生の選考

定款に基づき基金に設置されている奨学生選考委員会が開催され、奨学生志望者が奨学規程に規定する資格を備えるか否かを審査し、奨学生を選考する。

- ・奨学生の採用決定

上記委員会の選考を経て理事長が奨学生の採用を決定し、当該結果を奨学生志望者（小中校等については保護者）に通知する。

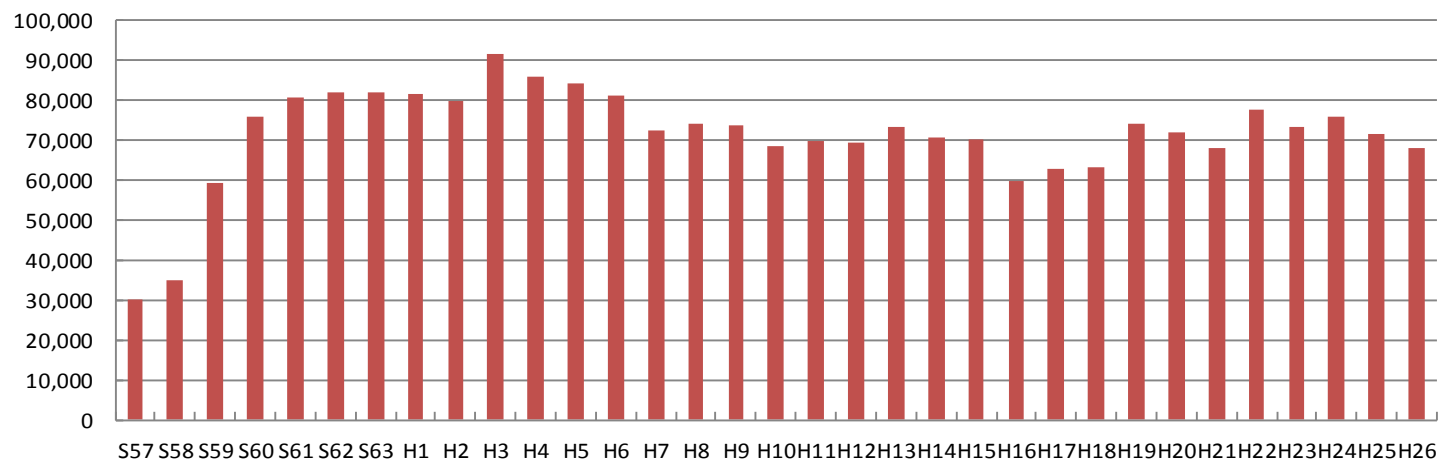
### (4) 奨学金の月額及び入学時の一時金及び小学校入学時から大学卒業時までの16年間の総給与額

		月額奨学金	入学一時金
小学生		10,000円	80,000円
中学生		12,000円	50,000円
高校生	国公立	17,000円	50,000円
	私立	25,000円	50,000円
大学生	国公立	25,000円	100,000円
	私立	30,000円	100,000円

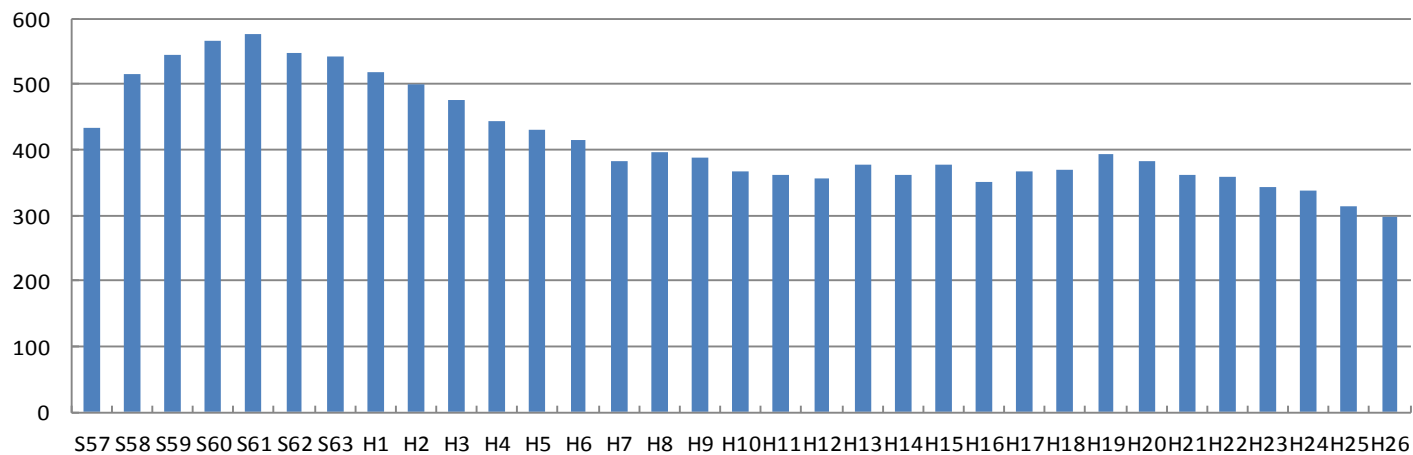
小学校在学中	800,000円
中学校在学中	482,000円
(私立)高等学校在学中	950,000円
(私立)大学在学中	1,540,000円
小学校入学から大学卒業までの16年間の総給与額	3,772,000円

(5) 年度別奨学金給与人員及び支給総額(平成26年度末) (単位:千円)

奨学金等給与総額(単位:千円)



奨学金等給与人数(単位:人)





## (6) 卒業奨学生等からのお便り

『支援学校の教師として』(卒業生より) 基金の皆様お元気ですか？

私は今横浜で特別支援学校の教師をしています。手や足を動かす事が難しい子供、呼吸や食事を1人で食べることが難しい子供。様々な障害をもつ子供と毎日過ごしています。どの子供も笑顔がステキでとても可愛い子供ばかりです。

私は幼い時に父を亡くしました。母や祖母そしてまわりの人達のあたたかい励ましや基金の方々のおかげで何不自由なく生活し働くことができています。今可愛い子供達と共に生活できているのもみな様からの御協力御援助があったからこそと思いとても感謝しています。

これからも子供達にとって学校が楽しく実りのあるものとしてできるように努力していきたいと思っています。

『支援の御陰で』(奨学生家庭保護者より) 今から遡ること23年前、悲惨な事件に遭って、義父と夫を同時に失いました。残された家族は義母と幼児3人をかかえての5人、精神的ショックと、生活上の困難にも耐えて、義母を中心に立ち上がって参りました。

この時特にお世話になりましたのが、財団法人「犯罪被害救援基金」の善意でした。20余年の長い間、物心両面に支援、救援を賜った御陰で私達が今日在ることを心から感謝しています。

ちなみに子供達の育成状況を報告いたします。長女、家業に専従。次女、今年大卒(国家試験受験)。三女、大学2年。それぞれ健やかに成長致しました。人のため社会のためになる人に「なりたい」と、一生懸命努力しています。願わくば、この子らに幸あれかしと、祈るばかりです。

『感謝の気持ち』(卒業家庭保護者より) いつもお支えありがとうございます。

平成22年6月29日、娘が43歳になったばかりの時、絞殺未遂事件に遭いました。脳機能障害の為、身体が自由がきかなくなり、家族の事もわからず、言葉も話す事も出来なくなりました。突然の出来事で、毎日涙の日々を過ごしていました。今でも、面会に行く度、娘の姿を見ると涙してしまいます。

そんな娘には、2人の娘がいました。当時、長女は高校3年生、次女は高校1年生でした。2人共とてもショックだったと思います。それから私は孫2人の面倒をみてきました。私自身も、足が悪く、身体障害者で寝たきりの状態です。しかし、孫2人の為、頑張って家の事を無理をしてもやってきました。長女は母親が希望していた看護師の道へ進み、就職先も決まりました。次女も高校卒業後、一生懸命働いております。

支援して下さった基金で、なんとか孫2人も社会に出て働く事が出来、感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

## 5 助成事業（定款第4条に定める救援事業として実施）

- 平成3年10月 基金と被害者学会が共催した「制度・基金10周年記念シンポジウム」で金銭給付だけでなくより広範囲な被害者支援の必要性の問題提起～民間支援のスタート
- 平成4～8年 犯罪被害者相談室の開設（東京医科歯科大学の山上先生）を基金が支援～被害者の精神的な被害と専門家の介入、治療的な援助の必要性の実践～被害者支援都民センターの前身
- 平成4～8年 「犯罪被害者の実態」「精神面への支援・救済方法」等の基金の委託調査研究（慶応大学の宮澤先生、前記山上先生）。当該結果等を踏まえ平成8年2月 警察庁「被害者対策要綱」が策定され、精神的被害の問題は極めて深刻であり、精神的被害に着目した総合的な取り組みが行われることとなった。
- 平成8年2月 警察庁「被害者対策要綱」策定。 精神的被害の問題は極めて深刻であり、精神的被害に着目した総合的な取り組み
- 平成8年9月 被害者のための相談専門組織を全国整備するため補助金を（財）日本船舶振興会（現 日本財団）に申請。当時相談専門組織は東京の他、水戸被害者援助センター（7年7月）、大阪被害者相談室（8年4月）のみで、カウンセリング活動
- 平成9年4月～15年3月 カウンセリング委託等事業
- ・目的 全国の民間支援組織を育成強化しながら犯罪被害者やその家族の精神的悩みの軽減、解消を図る
  - ・対象 全国の民間被害者相談機関25団体
  - ・方法 電話又は面接によるカウンセリング  
受案件数 18,144件（電話16,052件、面接2,092件）
  - ・委託金 日本財団の助成金（事業経費の80%）基金負担金（同20%）  
総額195,993,405円 延べ48団体  
（助成金156,634,000円、負担金39,359,405円）
- 平成16年4月～24年3月 早期援助団体等の育成等基金の助成事業 延べ43団体 46,362,361円
- 平成24年～27年度末（見込み含む） 延べ11団体12,569,170円  
（平成27年度 9府県支援センター養成講座等の助成事業635万円計上）

## 6 支援金支給事業

(1) 根拠規程 犯罪被害救援基金 犯罪被害者等に対する支援金支給規程

(2) 関連法律 犯罪被害者等基本法

(3) 支給要件

① 支給対象者

犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)により、被害を被った者又はその者が死亡した場合の遺族(被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)

② 支給要件

ア 加害者による実効的な賠償等が期待できないと認められ、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由があること。

イ その置かれている状況その他の事情に照らして、現に著しく困窮していると認められること。

ウ 支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がないこと。

③ 除外される者

犯罪等が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者

(4) 支援金支給額

支援金支給審査委員会の審査を経て、100万円以上500万円の範囲内で支援金を支給している。

(5) 支給内容

平成20年度から、海外での殺傷事件の被害者等4人と、現に著しく困窮している被害者等4人に、総額1,950万円を支給している。